令和5年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業(高齢者向け製品の安全性 規格等検討事業)に係る入札可能性調査実施要領

> 令和5年5月25日 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

経済産業省では、令和5年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業(高齢者向け製品の安全性規格等検討事業)の受託者選定に当たって、一般競争入札(又は企画競争)に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添 1 登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

#### 1. 事業内容

#### (1) 概要

超高齢社会である我が国において、高齢者の製品事故対策は喫緊の課題となっています。重大製品事故の発生原因を分析すると、高齢者では誤使用・不注意に起因する事故の比率が他の年齢層より高く、これは加齢による身体・認知機能の低下が事故の発生に影響していると考えられます。製品設計側で意図していない使用についても、同様の事例が多い場合には、単に高齢者側の「誤使用・不注意」と割り切るのではなく「想定される使用」と捉え、製品開発・設計の局面での対応を検討することが求められています。

また、高齢者の製品事故を防止するためには、その製品の使用方法、同時に使われる製品、使用環境、周囲の人々など、複合的な側面から関係性を捉える必要もあります。

さらに、消費行動や製品構造が多様化・複雑化する社会において、安全性を十分に確保するためには、「基本的指針」、「複数製品に共通する原則」、「個別製品規格」といった階層的構造の基準体系が重要です。子どもの製品安全分野等ではこうした階層的な基準の整備が進んでいる一方で、高齢者に関わる製品安全分野では、共通規格等が十分に整備されていません。本事業では、高齢者が使用する可能性のある複数製品に共通して適用される JIS 規格

を将来的に策定することを念頭に、差し当たっては令和元年度に策定した「高齢者の生活機能変化に配慮した安全に関するユニバーサルデザインの実現に向けて」の中で取り上げられた重点的な対策が必要な個別製品群のうち介護ベッドを除いたもの(車いす、手すり、椅子、脚立。以下、「重点品目」とする)及び除雪機について、高齢者の行動特性が十分に配慮された規格が整備されるよう、その基礎となる高齢者の身体関連データを取得・整備することを目的とします。

# (2) 事業の具体的内容 別紙仕様書のとおり。

#### (3) 事業期間

委託事業契約締結日から令和6年3月15日まで(予定)

#### (4) 事業実施条件

- ○高齢者の身体寸法データ及び身体保持動作の計測に当たって、必要な計測機器を有している、ないし作製可能であること。特に、身体保持動作の計測については、カセンサーなどを利用して人間工学的観点から力学的データを取得することとし、計測内容に応じて多軸力学データを取得すること。
- ○3次元動画データ(RGBDカメラ、解像度はRGBについて1920× 1080画素、Dについて512×320以上、フレーム数10fps 以 上)を用いた記録カメラによって、計測時の身体の動きについて記録が可 能であること。

#### 2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和5年5月29日(月) 17時までに登録してください。(以下日時に事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

説明会日時:令和5年5月31日(水)17時

#### 3. 参加資格

・予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の 規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人 であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

#### 4. 留意事項

- 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、 契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布する ことはありません。
- 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に 以下の事項について対応を頂く必要があります。
- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる 執行管理について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することを いい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)を行うことはでき ません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

#### 【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定(実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制)
- ・再委託・外注先の業務執行管理(再委託・外注内容の決定、進捗状況の 管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)
- ・報告書(構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ)
- ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

#### <事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業 (主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業 (主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業 (主に特定分野における専門性が極めて高い事業)
- ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定)、④報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- 5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課 瀧原宛て

TEL 0 3 - 3 5 0 1 - 4 7 0 7

FAX 03-3501-6201

E-mail <u>bzl-ps-event@meti.go.jp</u>

※郵送または E-mail にてご提出願います。

## 6. 提出期限

令和5年6月15日(木)

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般 競争入札(又は企画競争)を実施することがあります。 (様 式)

年 月 日

# 入札可能性調査 登録用紙

事業者名
------

住	所:
商号又は名	称:
代表者氏	名:

## 連絡先

TEL:

FAX:

E-mail:

担当者名:

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、 登録致します。

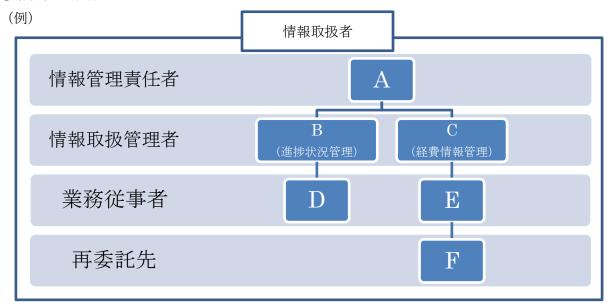
#### 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

#### ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※4)
情報管理責	A						
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(%3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の 進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4)日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別 永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

#### ②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。